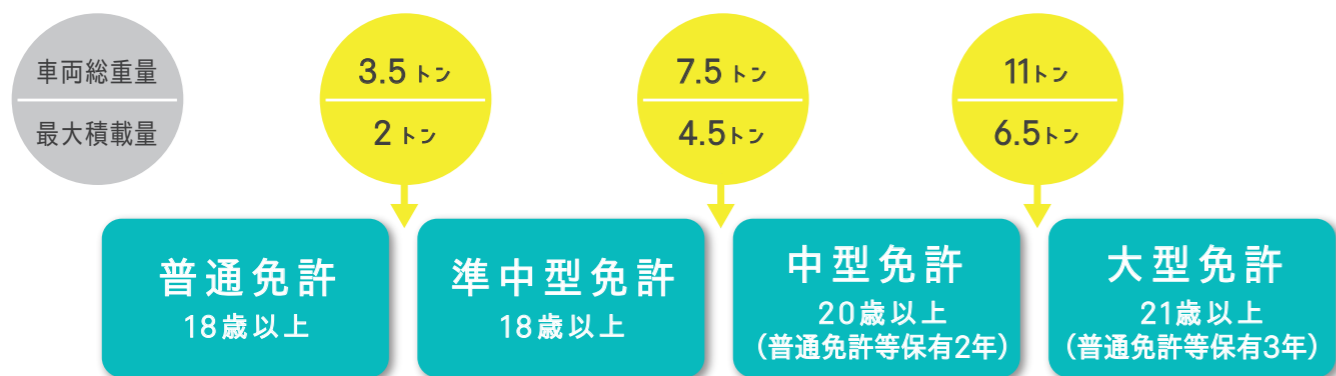


◆免許の種類と運転可能な車種



◆運転可能車種一覧表

取得時期	免許区分	車両総重量
平成19年6月1日まで	普通免許 <small>(現、中型8トン限定)</small>	8トン未満(最大積載量:5トン未満)
	大型免許	8トン以上(最大積載量:5トン以上)
～平成29年3月11日まで	普通 <small>(現、準中型5トン限定)</small>	5トン未満(最大積載量:3トン未満)
	中型	11トン未満(最大積載量:6.5トン未満)
	大型	11トン以上(最大積載量:6.5トン以上)
平成29年3月12日以降	普通	3.5トン未満(最大積載量:2トン未満)
	準中型	7.5トン未満(最大積載量:4.5トン未満)
	中型	11トン未満(最大積載量:6.5トン未満)
	大型	11トン以上(最大積載量:6.5トン以上)

事業主の皆様へ 運転者に対する適切な指導及び監督について

貨物自動車運送事業において、運転者が一度営業所を離れると運行中の安全確保は、その運転者に委ねられることや道路上を乗用車、歩行者等と混在して走行することから、運転者には高い安全意識と能力が求められます。

さらに、運転者は大型の自動車を多様な地理的、気象的状况の下で運転することから、道路の状況その他の運行状況に関する判断及び高度な能力が要求されます。

こうしたことから、運送事業者は、運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要があります。

◆ 運転者に対する指導及び監督内容 ◆

- 1 事業用自動車を運転する場合の心構え
- 2 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- 3 事業用自動車の構造上の特性
- 4 貨物の正しい積載方法
- 5 過積載の危険性
- 6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- 7 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- 8 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 9 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 10 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- 11 健康管理の重要性
- 12 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

新たに運転者を雇い入れた場合には！

STEP.1



過去3年間の事故歴の把握
(運転記録証明書等)

事故なし

事故あり

65歳未満

65歳以上

STEP.2



初任診断

過去3年間に初任診断を受診していた場合は除く。



適齢診断



特定診断



事故惹起運転者特別指導



適齢運転者特別指導



適齢運転者特別指導
(該当する場合)



初任運転者特別指導
(該当する場合)



初任運転者特別指導
(該当する場合)

STEP.3



初任運転者特別指導

過去3年間に事業用自動車の
運転者として選任されていた
場合は除く。

実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。



この他、雇入時健康診断を受診 ※過去3ヶ月以内に受診した場合は除く。

事故とは

- ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者
- ・軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者
- ※重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者)
- ※軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者)

特定の運転者に対する特別な指導

◆ 初任運転者 ◆

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた運転者

※過去3年間に事業用自動車の運転者として選任されていた者は除く。



初任診断

当該事業者において、初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者。

指導内容

指導項目	時間
表紙①～②の内容を座学および実車を用いることにより実施	15時間以上 ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導	20時間以上

実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

◆ 高齢運転者 ◆

65歳以上の運転者



適齢診断

65才に達した日以降1年以内に1回受診。その後、3年以内ごとに1回受診。

指導内容

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法について、運転者が自ら考えるよう指導する。

適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。

実施時期

指導は乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。

◆ 事故惹起運転者 ◆

■ 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者

■ 軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者



特定診断 I

・死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者。
・軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者。

特定診断 II

死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者。

指導内容

指導項目	時間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等	①から⑥までについて合計6時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施することが望ましい。
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	
④ 交通事故を防止するための留意すべき事項	
⑤ 危険の予測及び回避	
⑥ 安全運転の実技	

実施時期

乗務する前に実施。 ※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。尚、指導については、外部の専門機関における指導講習を受講する場合は、この限りではない。

(参照)

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の4(運転者台帳)第1頁第6号、第8号
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条(従業員に対する指導及び監督)
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)第1頁第14号

- ・国土交通省告示第1366号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
- ・国自総第588号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第9条の4、第10条
- ・自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル